

# 入門講座 実践編

知的資産専門部会

地理的表示保護制度が  
スタートします！

委員長  
上辻 靖夫



農林水産省への地理的表示登録申請には、申請する団体の定款等の作成、申請書、事業者ごとに必要な明細書や生産工程管理業務規程等が必要です。これらの書面の作成支援と申請代理は行政書士業務です。

地理的表示保護制度（登録制度）は、平成27年6月1日から施行されます。

## 1. その背景

地理的表示保護制度を確立するための「地理的表示法」（特定農林水産物等の名称の保護に関する法律）は昨年6月に成立しました。

その背景には、知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPS協定、1995年発効：WTO（世界貿易機関）協定の一部をなすもの。世界貿易機関を設立するマラケッシュ協定付属書1C）があります。TRIPS協定において「地理的表示」とは「ある商品に関し、その確立した品質、社会的評価その他の特性が当該商品の地理的原産地に主として帰せられる場合において、当該商品が加盟国の領域又はその領域内の地域若しくは地方を原産地とするものであることを特定する場所をいう。」（第22条1）と定義されています。EUの28か国をはじめとして100か国以上の国が地理的表示保護制度を導入しており、国際的ハーモナイゼーションの要請を受けて、この保護制度がわが国で導入されたということができます。

また、国内的には、農山漁村地域では、「長年培われた特別の生産方法などにより、高い品質と評価を獲得するに至った産品が多く存在しますが、これまでその価値を有する産品の品質を評価し、地域共有の知的財産として保護する制度が存在していなかった」（本法律案提案理由説明）という事情があり、こうした国際的・国内的な必要性により、「地域で育まれた伝統と特性を有する農林水産物・食品のうち、品質等の特性が産地と結び付いており、その結び付きを特定できるような名称が付されているものについて、その名称を地理的表示として国に登録し、知的財産として保護する制度を創設」（本法律案提案理由説明）することとなりました。

※「知的財産」と「知的財産権」との相違については、知的財産基本法第2条の定義をご参照ください。

## 2. 地理的表示について

TRIPS協定における「地理的表示」の定義は前述したとおりですが、わが国では「農林水産物・食品等（「特定農林水産物等」）の名称であって、その名称から当該産品の産地と結びついているということを特定できるもの」とされています。

たとえば、「鹿児島黒酢」は、「主成分の酢酸のほかに多種類の有機酸を含み、特有の香りまろやかな酸味を有する。」ことや「熟成期間に応じて、黄～こはく色を呈する。」という産品の特徴を有しており、これが「微生物の活動に適した寒暖差が少ない温暖な気候。米、麴、水のみを薩摩焼の壺に入れ、1年以上の発酵・熟成工程が屋外に置いた同一の壺の中で自然に進行する、江戸時代後期からの伝統的な製法」（農林水産省「地理的保護制度について」平成24年3月資料より抜粋）という「地域との結びつき」が認められるものとなっています。

海外では、イタリアのパルマ地方の豚モモ肉と塩のみを原料とした生ハムについて「プロシュート・ディ・パルマ」の地理的表示が使用されていることは有名です。「アペニン山脈から丘陵に吹くそよ風が空気を乾燥させ、伝統的な製法で、何世紀にもわたり、生ハムの製造を可能にしてきた。」（農水省「地理的表示について」平成27年4月資料より引用）という地域との結びつきが認められるものです。

一方、「小松菜」はアブラナ科の野菜ですが、この名称は東京の小松川（江戸川区）に由来しているということです。ところが現在では、小松菜の生産地は東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県等で全国の約8割を生産しており、福岡県、大阪府でも生産しており、たとえ地名を含んでいたとしても「地域との結びつきの乏しい産品の名称（普通名称）」であるときはこの保護制度では登録できません。「さつまいも」（薩摩芋）も同様の理由により登録できないものと理解されます。

### 3. 地理的表示保護制度について

「地理的表示」は上記のように「地名＋産品名」という構成からなります。この説明により「地域団体商標」を連想された方もいらっしゃると思います。地域団体商標は特許庁に登録する制度であり、地理的表示登録は農林水産省に対して申請するものです。管轄の相違以外に両者は以下のような相違があります。

	地理的表示保護制度	地域団体商標制度
対 象	農林水産物、飲食料品等（酒類等を除く）	全ての商品・サービス
申 請 主 体	生産・加工業者の団体（法人格のない団体も含む）	事業協同組合等の特定の組合、商工会、商工会議所、NPO
産地との関係	品質等の特性が当該地域と結びついている必要	当該地域で生産されていれば足りる。
伝 統 性・周 知 性	一定期間継続して生産されている必要（伝統性、概ね25年以上）	一定の需要者に知られている必要（周知性）
品 質 基 準	産地と結びついた品質の基準を定め、登録・公開する必要	制度上の規定はなく、権利者が任意で対応
品 質 管 理	生産・加工事業者が品質基準を守るよう団体が管理。管理状況について国の定期的なチェックを受ける。	制度上の規定はなく、権利者が任意で対応
登 録 の 明 示 方 法	GIマークを付す必要	登録商標である旨の表示を付すよう努める。

	地理的表示保護制度	地域団体商標制度
規制手段	不正使用は国が取り締まる。	不正使用は商標権者自らが対応（差止請求等）
権利付与	権利ではなく、地域共有の財産となり、品質基準を満たせば、地域内の生産者は誰でも名称を使用可	名称を独占して使用する権利を取得
保護期間	取り消されない限り保護される（費用は最初の登録免許税）。	登録から10年の保護。更新によりさらに10年の保護（登録料の他に10年毎の更新費用が必要）。
海外での保護	地理的表示保護制度を持つ国との間で相互保護が実現した際には、当該国においても保護される。	各国に個別に登録を行う必要

（農水省「地理的表示について」平成27年4月資料より引用、一部修正）

地理的表示保護制度の対象欄に「酒類等を除く」とあるのは、「酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律」によって、すでに地理的表示の保護がなされているためです。

地理的表示の登録を行うメリットとしては以下の点が挙げられます。

①製品の品質について国が「お墨付き」を与える。

「地理的表示」を生産地や品質等の基準とともに登録するものであり、その製品が満たすべき基準を明らかにするとともに、事業者毎に定める「生産工程管理業務規程」に定めた事項を順守しているかどうかを国に毎年報告することを通じて、「地理的表示」を付した製品の品質を担保することができるようになります。

②品質を守るもののみが市場に流通する。GIマークにより他の製品との差別化が図られる。

基準を満たしたものに「地理的表示」の使用を認め、あわせて「GIマーク」を付すこととしています。

※「GIマーク」：登録された製品の地理的表示と併せて付すものであり、製品の確立した特性と地域との結びつきが見られる真正な地理的表示産品であることを証するもの。



登録標章「GIマーク」  
GI : GEOGRAPHICAL  
INDICATION

③訴訟等の負担がなく、自分たちのブランドを守ることが可能。

基準を満たしていない産品に地理的表示を付すといった不正な地理的表示を行う者に対して、国が取り締まりますので、生産・加工業者の団体の負担が軽減されます。

④地域共有の財産として、地域の生産者全体が使用可能

生産・加工業者の組織する団体を登録申請人としします。その定款、約款等には「加入の自由」を定めることが求められます。地理的表示を使用しようとする者に対して、正当な理由なく加入を拒んだり、困難な条件を付してはならないとされていますので、文字通り地域共有の財産として使用することとなります。